

【経済・産業政策】

1. 国・県が保有する融資・貸付制度が積極的に有効活用されるよう周知の強化を図ること。特に、ベンチャー・ビジネス支援や、中小企業のIT支援化等、事業の将来性・可能性に着目した融資を拡大すること。

(回 答) 商工労働局

融資制度の周知につきましては、県中小企業制度融資における融資メニューの概要について、毎月の「県のたより」や県ホームページへの掲載のほか、各種商工団体の会員ニーズに適した融資メニューの広報を順次実施するなど、関係団体との連携による広報の強化に努めております。また、税理士会の協力の下、県内中小企業の経理・財務に精通した税理士を通じての普及などにも取り組んでおります。

事業の将来性・可能性に着目した融資につきましては、創業や特許等又は独自の技術ノウハウを有する小規模事業者に対応した「企業化支援資金」を実施しておりますが、より利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

2. インベスト神奈川2ndステップ(2010年度～2015年度)の各施策の展開により、ものづくり、研究・開発に加え、業務、商業、サービスなど、県下の経済の活性化を図ること。

(回 答) 商工労働局

「インベスト神奈川2ndステップ」では、本県の強みである研究開発機能の強化を図るとともに、立地企業による施設整備に伴う建設発注や、操業に伴う委託業務等の発注について県内企業との積極的な取引を働きかけるなど、県内の経済の活性化を図ってまいります。

3. 神奈川県における科学技術蓄積をもとに、産・官・学の協同・協力体制を更に強化すること。また、地域金融機関、地域労働組合も参加し、地域雇用の創出・新規事業展開・技術開発などの地域産業活性化策を検討する「産官学金労」の枠組を検討・実施すること。

(回 答) 商工労働局

「産学公」の連携による技術開発や新規事業展開については、県産業技術センター、中小企業、大学、公的研究機関等が共同研究体となって提案公募対応型新技術研究開発事業に取り組んでいるほか、「インベスト神奈川」により立地した大企業の研究所や県内大学、県産業技術センターが参加した「神奈川R&D推進協議会」が、中小企業を含めた県内企業の技術連携を促進する「神奈川R&Dネットワーク構想」に取り組んでおり、今後もこのような事業により地域産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

なお、県中小企業制度融資では、新たな事業展開や新規雇用を促進する「フロンティア資金」や、ベンチャー企業の創出・成長等を支援する「企業化支援資金」などを実施しております。

また、有識者や企業経営者、市町村の方などで構成される神奈川県中小企業活性化推進審議会においても、産学公連携による技術支援の他、就業支援や創業の促進などについて、中小企業活性化の観点から審議いただいております。

4. 東京湾全体を1つの港湾とし、湾内の産業の活性化に向け、具体的な施策の実行など取り組みを推進すること。とりわけ、港湾の機能の強化とともに、環境負荷対策や、道路交通網の整備により物流の機能強化を図ること。

(回 答) 政策局、商工労働局、県土整備局

京浜臨海部の活性化に当たっては、企業間連携によるコンビナート高度化等の取組や、羽田空港の再拡張・国際化と、その効果を県全体の活性化につなげる神奈川口構想の実現に向けた取組の推進を図ります。

また、「インベスト神奈川2ndステップ」による企業誘致の取組により、地域産業の活性化を促進するとともに、産業観光の推進などにより、企業活動の活性化を推進してまいります。

県では、市町等と連携を図り、国道357号等の港湾機能の強化に資する路線の整備促進や、必要な道路整備費を確保し、都市部地域に重点的に配分することなどを国等に働きかけているところであり、引き続き、道路網の整備促進に取り組んでまいります。

5. 厳しい経済状況により、倒産する中小企業が増大していることから、事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化及び再生支援を目的とした中小企業再生ファンドの設立に向け、検討を始めること。また、その中心的役割を果たすこと。

(回 答) 商工労働局

事業再生に取り組む中小企業の資金調達を円滑にし、再生を支援する手段の一つとして、中小企業再生ファンドは有効であると考えられます。

中小企業再生ファンドにつきましては、地域の中小企業の再生により地域経済の活性化、雇用の確保などに寄与することが可能となりますので、ファンド活用のニーズや地域金融機関の姿勢などファンド組成に係る課題や当該ファンドと県との関わり方などについて研究してまいります。

【雇用・労働政策】

6. 厳しい雇用環境が続いていることから、以下の項目について積極的に取り組み、改善を図ること。

- (1) 働く意欲のある全ての労働者に対し、情報提供の充実（ハローワーク、インターネット）や職業訓練の拡充（科目の拡充等）等の施策に積極的に取り組むこと。

特に、若者の雇用の確保（受け皿づくり）に向けては、若者の就業支援・雇用促進、新規卒業者の採用促進の取り組みなどの諸施策を強化すること。

(回 答) 商工労働局

県では、若者に対する就業支援の拠点施設として、「かながわ若者就職支援センター」を設置し、キャリアカウンセリングや就職活動支援セミナー等を実施しておりますが、平成 22 年 3 月には、ハローワークの職業紹介と一体化する等、機能強化を図っております。

また、本年 7 月には、知事と神奈川労働局長から県内の主要な経済団体に対し、新卒者を含む若年者の雇用維持・拡大の要請を行っております。

厳しい雇用情勢を踏まえ、職業技術校の募集定員の増員を図るとともに、雇用機会の早期確保を目的として資格取得のための訓練、求人ニーズの高い介護分野などの訓練など、緊急特別短期訓練を実施して、より多くの方々に職業訓練の機会を提供しております。

また、専修学校等の民間教育機関の施設・設備やノウハウを活用し、職業訓練を実施する委託訓練につきましても、訓練コース数及び定員を昨年度より大幅に拡充して、様々な訓練コースを提供しております。

- (2) 情報通信、住宅整備、医療・福祉、環境、エネルギーなどの新分野・成長企業・社会的要求の高い分野に対する雇い入れ等にかかわる助成策の充実を図ること。施策の実施にあたっては雇用創出目標の明示や、重視すべき分野について、できる限り具体的な数値目標を提起すること。また、企業誘致の促進や次代に繋がる産業の活性化により雇用創出との連動を図ること。

(回 答) 商工労働局

県では、国の交付金を活用した臨時的な雇用機会を創出する「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」を実施しており、平成 22 年度は約 6,000 人規模の雇用創出を目指しております。

また、今後の成長が見込まれる分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）における雇用創出や人材育成を目的としている「重点分野雇用創造事業」にも積極的に取り組み、当該分野の雇用促進を図ってまいります。

「インベスト神奈川 2nd ステップ」では、共同研究開発助成、低利融資などのインセンティブにより企業誘致を促進するとともに、支援メニューに新規雇用者能力開発助成制度を設けるなど、雇用の創出にも取り組んでおります。

さらに、神奈川県中小企業活性化推進計画においても、新たな産業の創出等に取り組んでおり、今後とも、こうした取組を通じて、県内産業の活性化を積極的に推進し、雇用の創出につなげてまいります。

- (3) 県および市区町村は、労働局や金融機関、関連団体と連携し、2009 年度に実施したワンストップサービスのような総合的な相談窓口の設置などの工夫を行い、困窮している労働者や企業への対応を強化・充実すること。また、あわせて、活用（支給）までの時間短縮など運用の改善を図ること。

(回 答) 商工労働局、保健福祉局

県では、中小企業への支援について、(財) 神奈川産業振興センターと神奈川県産業技術センターに経営と技術の「総合相談窓口」を設置し、中小企業からのさまざまな相談にワンストップで対応しているほか、労働者等への支援について、平成 21 年 5 月に「神奈川求職者支援センター」を設置し、生活資金の融資、職業能力開発のための講習会や職業技術校の紹介および職業相談・職業紹介など、各種相談の総合的な対応を行っております。

また、各種相談について問い合わせ先が分からない方などへの対応として、神奈川県緊急経済対策総合案内(045-210-7495)を設置しております。

なお、国や関係機関と連携し、中小企業等が一つの窓口で資金繰り相談や経営相談などの各種支援サービスを利用できる中小企業支援策の「ワンストップ・サービス・デイ」につきましても、昨年に引き続き、政府の「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」の決定を受けて、本県では、10 月と 11 月に開催しております。

今後の対応につきましては、引き続き経済動向を注視するとともに、国の経済対策や中小企業の支援ニーズ等を踏まえ検討してまいります。

また、職や住居を失った(又はそのおそれのある)方への住宅手当の支給や低利融資資金の貸付については、ハローワークの窓口から担当機関の窓口へ繋いでおりますが、紹介された窓口においても、所定の審査に係る時間については、今後も時間短縮に努めてまいります。

7. 県は、「ふるさと雇用再生特別基金」を 100%活用するとともに、各事業が、地域に根付いた産業となり、神奈川県の良質な雇用として維持・継続できるよう引き続き支援すること。また、神奈川労働局と連携し、求人開拓等についての事業を拡大すること。

(回 答) 商工労働局

県では、平成 21 年度より国の交付金を活用した「ふるさと雇用再生特別基金事業」を実施しております。

平成 23 年度までの 3 ヶ年の時限措置の中、多くの雇用を生み出すと共に、基金事業により新規に雇用した労働者を正規雇用化した場合に支給される一時金の制度を周知してその後の継続雇用についても受託者への協力を求めるなど、継続的な雇用機会の創出に努めてまいります。

また、神奈川労働局と連携して、県内の主要経済団体に対する雇用維持・拡大の要請も行っております。

8. 総労働時間の短縮を図り、ワークライフバランスを推進する観点から、政労使が連携し、男性の育児・介護休業制度の取得拡大や、育児等への参加促進に向けた社会的な醸成づくりや職場の理解等の環境整備を強化すること。またそのために県・市区町村は専門部局（推進母体）を設け取り組むこと。

(回 答) 保健福祉局、商工労働局

本県では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、様々な取り組みを展開しております。

神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づき、従業員のための子育て支援を制度化している事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、企業の子育て支援に対する取り組みを推進しております。

また、男性の育児等への参加促進を目的とした労働者向け「働くパパ・ママのための両立応援セミナー」を実施し、働きやすい職場環境作りを目的とした「ワーク・ライフ・バランスアドバイザー」の県内企業への派遣、「ワーク・ライフ・バランス企業担当者交流会」などを実施しております。

さらに、今年度は、県民意識の醸成の一環として、高校生向け普及啓発リーフレットを作成し、県内全高校への配布を実施するなど、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に向けて取り組んでまいります。

9. 労働環境の悪化などにより、メンタルヘルス対策が不十分なこと等が要因となって「うつ」や「自殺」が増加していることから、専門カウンセラーの配置などにより対策の強化を図ること。

また、産業保健センターを積極的に活用して、中小企業従業員のメンタルヘルスを含む定期健診など健康維持対策の啓発・指導に努めること。

(回 答) 商工労働局

県では、かながわ労働センターにおいて、職場の悩みや心身の不調について、専門の医師及びカウンセラーが面接相談を行う「働く人のメンタルヘルス相談」を実施し、本人のほか、家族や職場の上司・同僚などの相談に幅広く対応しております。

また、メンタルヘルス対策の必要性について広く普及啓発を行うため、リーフレット「職場のメンタルヘルス対策を進めるために」を作成しておりますが、リーフレットにおいて、メンタルヘルス対策の相談機関として神奈川県産業保健推進センターを紹介するなど、連携を図っているところです。

10. ジェンダーについて正しい理解を図るため、恣意的運用・解釈を生じさせないための啓発活動に取り組むこと。また、行政機関の発行物について、ジェンダー平等の視点で作成されているか等のチェックを強化すること。

(回 答) 県民局

「かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)」において、重点目標6に「男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発」を掲げており、男女共同参画の理念についての正しい理解を進めていくため、市町村等関係機関やNPOなどとの連携・協力による啓発講座をかながわ女性センターにおいて実施するとともに、子どもの頃から教育・学習の場で男女共同参画意識を高めるための支援として教員向けの研修や小学生向けの参考資料の作成・配布を行っております。

また、県で作成する印刷物については、必要に応じて、案の段階で担当課においても男女共同参画の視点から確認を行っております。

11. 最低賃金については、早急に生活保護との乖離解消をはかり、生活できる水準を重視した適正な審議により決定がなされるよう、調整・援助を行うこと。

(回 答) 商工労働局

最低賃金制度の施行については、国の所管に関する事項となっており、神奈川労働局長が地方最低賃金審議会の答申に基づき決定することとなっておりますが、ご要請いただいた趣旨は、機会をとらえて国に伝えてまいります。

なお、最低賃金の施行に係る県民への周知については、県のたより等の広報媒体を通じ、県としても広く実施しているところですが、引き続き幅広い周知に努めてまいります。

【福祉・社会保障政策】

12. 福祉サービスの向上を図り、利用者自らがサービスを選択し適切に利用できるよう、地域の特性に応じた相談やサービスの情報提供、利用支援、評価、さらに苦情解決の取り組みの充実に対して積極的に推進・支援すること。

- (1) がん対策として、がん検診受診率を向上させること。当面は目標値の50%達成に向け積極的な推進を図ること。あわせて、在宅療養を可能とするネットワークづくりを支援すること。

(回 答) 保健福祉局

がん検診受診率が2割から3割に留まっていることから、昨年度実施したがんへの挑戦・10か年戦略中間評価を踏まえて、県民の主体的な受診行動に結びつくような、効果的な普及啓発に取り組んでまいります。また、特に職域においては、昨年度実施した職域における実態調査を踏まえて、従業員とその家族が受診しやすい環境の確保と促進に向けた仕組みづくりを進めてまいります。

あわせて、在宅療養を可能とするネットワークづくりに資するよう、地域におけるクリティカルパスの整備を、拠点病院を中心に進めてまいります。

- (2) 障がい者や高齢者などへの成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧：地域権利擁護事業）の必要性が大きくなっていることから、制度の広報活動の強化や手続きの簡便化、サービスの拡充を図ること。

(回 答) 保健福祉局

成年後見制度については、平成22年度から全県的な推進拠点として「かながわ成年後見推進センター」を設置し親族後見人の方などからの相談や地域の家族会などを対象とした出張説明会、市町村社会福祉協議会による法人後見への支援などに取り組んでおります。

日常生活自立支援事業については、利用者が地域で自立した生活が送れるよう行う福祉サービス利用援助事業ですので、引き続き利用者のニーズに対応した事業ができるよう努めてまいりたいと考えております。対象者の拡大については、同事業は契約締結能力のある方が対象となるので、判断能力を失い契約締結が困難な方の場合は、成年後見制度を利用していただくこととなります。

13. 介護保険事業におけるサービスの質を向上させるために、以下の施策を進めること。

- (1) 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の対策については、認知症へのケアシステムを開発・充実させると共に、介護施設、介護サービスを強化し、認知症疾患医療センターを早急に整備・拡充すること。

(回 答) 保健福祉局

県では、かながわ高齢者保健福祉計画において「認知症高齢者への支援施策の充実」を主要施策と位置づけ、認知症対策を推進しております。

認知症の早期診断を推進し、適切な医療を提供するため、かかりつけ医の研修や認知症サポート医の養成を行っており、平成 22 年 1 月に「認知症疾患医療センター」を東海大学医学部付属病院に設置しました。

また、適切なケアを推進するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供を推進するとともに、介護保険事業者を対象に認知症介護技術に関する研修を行っています。

なお、認知症高齢者・家族を支援するため、平成 22 年 1 月に認知症全般の相談を行う「認知症コールセンター」を設置しました。

- (2) 地域包括支援センターについては、多種多様な業務による多忙な対応状況にあることから、地域の特性や利用者のニーズを踏まえ、「総合相談窓口」「ケアマネジャー支援」「地域のネットワークづくり」等に特化するなど必要な事業を整理し、介護を支える地域づくりの基盤としての機能を強化すること。

(回 答) 保健福祉局

地域包括支援センターは、包括的支援事業を担う機関として、総合相談支援業務やケアマネジャー支援等の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を行いますが、そのほか、指定介護予防支援事業者として、要支援認定を受けた方の介護予防支援業務を併せて行うこととされております。

この介護予防支援業務については、現行の報酬や指定居宅介護支援事業者に委託する場合の件数の制限は、業務の実態等を十分踏まえたものとは言えないため、介護予防支援の報酬額を業務に見合った額とすることや、居宅介護支援事業所の規模や能力に応じて地域包括支援センターから受託できる件数を弾力化するなど、業務の実態を考慮した制度とするよう国に要望しております。

- (3) 地域毎に安心の「在宅医療、在宅介護」が可能となるよう、介護と医療の連携による「面的医療システム」を構築すること。

(回 答) 保健福祉局

高齢化の進展に伴い、地域における医療と介護の関係機関が連携を図りながら、切れ目のない保健医療福祉サービスを提供する体制づくりが求められております。

医療面では、急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連の診療計画表を急性期病院が作成し、医療機関や患者が情報を共有する地域連携クリティカルパスの策定について取組みを進めております。このパスは、医療機関での共有を念頭に置いたものですが、今後、介護施設等を組み込むことにより面的な広がり確保することに繋がると認識しております。

認知症についても、本年1月に、東海大学医学部附属病院を認知症疾患医療センターに指定したところですが、医師会や、地域の地域包括支援センター、伊勢原市、県保健福祉事務所などを構成員とする「認知症疾患医療連携協議会」を設置し、介護と医療の連携について、検討を進めているところです。

また、地域包括支援センターは、在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援することとされています。

県では、地域包括支援センターに勤務する三職種の職員が、業務を行う上で必要な知識及び技能の習得を図り、もってセンターの適切な運営を確保できるよう、研修を実施しております。

14. 「生活保護」を受ける権利を確立するため、生活保護行政を改善すること。また、現在のような雇用情勢の悪化、生活問題の複雑・多様化などに対応する福祉現場の実態を踏まえ、職員（ケースワーカー）の配置を拡大すること。

(回 答) 保健福祉局

生活保護の運用については、法の趣旨に沿って、必要とする方の保護を受ける権利が侵害されることがないように今後も徹底をはかってまいります。

職員（ケースワーカー）の配置については、生活保護受給者数の増加によって、受給者への適切な支援等に支障をきたすことがないように、必要な実施体制の確保について、福祉事務所に対し、指導監査等を通じて今後も要請してまいります。

15. 児童虐待の相談件数が増え続けており、早期の対策が必要である。被害児童に対し、福祉・保健・医療、関係団体などと連携し、支援策を講じるとともに、防止、早期発見、加害者を生じさせない環境づくり、啓発を行うこと。

(回 答) 保健福祉局

児童虐待の未然防止、早期発見のため、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、県のたよりやインターネット、テレビなど様々な媒体を通じて、広報・啓発を行うとともに、市町村要保護児童対策地域協議会と連携し、児童虐待防止対策を推進してまいります。

16. 待機児童の解消に向けて、保育所の定員数増加計画を前倒しするなど、設備の新設や保育所の整備、人的措置を講ずること。

(回 答) 保健福祉局

県では、待機児童対策を重点的に推進するため、平成21年度から、国が新たに設けた交付金を基に「安心こども基金」を設置し、市町村における保育所の新增設に対して補助を行っているところです。

特に、急増する待機児童受入れのため、賃借方式による保育所整備をはじめ、市町村の積極的な取組みを働きかけております。

なお、安心こども基金を活用した保育所の施設整備については、平成22年度が期限となっていますが、その延長等について検討することが閣議決定されましたので、待機児童対策推進のため、今後も様々な機会をとらえて、国に強く要望してまいります。

次に、人的措置についてですが、県では、国の民間保育所に対する運営費負担金のほかに、民間保育所運営費補助により、保育士の加配のための補助を行っております。

17. 医療・介護サービスの基盤強化の観点から、医療・介護従事者の労働環境や処遇の改善を図り、人材の確保を行うこと。

(回 答) 保健福祉局

産科・小児科など特定診療科の医師の確保が厳しい中で、医師確保対策については、医師の需給を所管する国の責任において抜本的な対策を講ずるよう要望するとともに、県としても、地域医療提供体制の確保の観点から、「神奈川力構想・実施計画」の戦略プロジェクトに位置付けて、産科等医師修学資金貸付制度の創設など具体的な取組みを進めてまいりました。

さらに、今年2月に策定した神奈川県地域医療再生計画では、地域医療を担う医師の確保を目的として修学資金貸付制度を拡充したほか、短時間勤務や医療事務クラスの配置等医師の勤務環境改善事業への補助など医師のライフステージに応じた支援を行うことにより、県内で働く医師の確保、人材育成に取り組んでおります。

また、県では介護職員処遇改善交付金事業により、介護職員の処遇改善に向けた取組みを進めておりますが、業務内容に見合った適切な給与水準の確保等による労働環境の改善と事業者の安定的な運営が行われるよう、介護報酬等の見直しやキャリアアップの仕組みの構築など、福祉・介護職員の確保・定着に向けた総合的な対策を講じるよう、国に対して要望しております。

【社会インフラ政策】

18. 各自治体は、すべての生活者が快適に暮らすことができる、ユニバーサルデザイン（言語・老若男女・能力・障がいの如何を問わずに利用できる施設・製品・情報による設計）に基づいたまちづくりを進めること。

（回 答）政策局、保健福祉局

少子・高齢化が進む中、ユニバーサルデザインの考え方はますます重要になってきており、県の施策・事業の実施にとっても、不可欠な視点の一つであることから、ユニバーサルデザインに係るガイドラインとして、平成 20 年 3 月に「神奈川県ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、これに基づき県の施策・事業を推進しております。

本県では、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、障害者、高齢者をはじめだれもが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリーの街づくりに取り組んでおります。

具体的には、公共的施設をはじめ道路や公園を安心して快適に利用できるように、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の新築等にあたり、整備基準の遵守を課すとともに、計画について知事に事前協議することを義務づけています。また、条例には、バリアフリー法に根拠のある法委任規定を整備することにより、一定の建築物にバリアフリー化を義務付け、より実効性のある取組みを行っております。

このように、ハード整備を進める一方、障害者等が自由に移動し社会に参加するためには、県民一人ひとりが障害者等の抱える問題を理解し協力すること、いわゆる心のバリアフリーを進めることが大変重要ですので、県民の責務に、県民自らがより積極的な役割を果たすという趣旨を規定し、様々な普及啓発を行っております。

また、関係団体、学識者、県民等からなる「バリアフリー街づくり推進県民会議」を設置し、障害者等の意見収集や新たな取組みの発信を行い、その結果を踏まえた取組みを進めていきたいと考えております。

19. ホームレス等の安定した居住場所のない生活弱者に対して、公営住宅への入居支援策を推進すること。また、支援施設等が未設置の自治体はその対策を講じること。

（回 答）保健福祉局

平成 21 年 3 月に改定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」では、安定した居住場所の確保を図るために、県営住宅の活用方策や入居の条件などを検討することとしております。

また、自立支援を図る場を確保するために、市町村の自立支援センター設置の支援を行うとともに、既存の社会資源を活用し、自立支援センターの機能を担える方策を検討することとしております。

20. 子どもを狙った犯罪や、思わぬ事故に巻き込まれるといった事件・事故を防止するため、警察と自治体が一体となった防犯体制の強化を行うこと。

(回 答) 安全防災局、警察本部

県では、子どもをはじめとした県民の安全で安心な生活を守るためには、県民、事業者、行政、警察が協働、連携し、一体となって県民総ぐるみの活動を推進していく必要があるため、その推進母体である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設立したほか、積極的に安全・安心に係わる活動をしている企業に対し、地域安全協定の締結を働きかけております。これまでに地域安全協定を締結した9団体・事業者には、「こども 110 番の車」などのステッカー貼付、警察への通報等の自主防犯活動やインターネット等安全教室の実施について、ご協力いただいております。

また、くらし安全指導員が警察、市町村、学校等と連携して、幼児・小学生を対象とする誘拐防止教室や、小学校高学年から高校生までもを対象とする薬物乱用防止教室等を実施しております。

さらに、教育現場でも独自に防犯教室を実施していただくため、くらし安全指導員のノウハウを盛り込んだ学校不審者侵入対策DVDや子ども防犯講話DVDを作成・配布し、子どもの防犯対策の一層の普及啓発を進めております。

県警察では、自治体と連携し、各種犯罪情報の発信、防犯対策会議、合同パトロール、模擬防犯訓練等をボランティア団体、関係機関・団体等の協力をいただきながら実施してきたところです。

その結果、昨年中の刑法犯認知件数は、9万件台まで減少し、治安回復に向けて確実に成果を上げているところですが、いまだ子どもや女性、高齢者が犯罪の被害に遭うなど治安改善は道半ばであることから、昨年4月に発足した、「子ども・女性前兆事案対策班」を平成22年4月1日付で「子ども・女性安全対策室」に昇格させ子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声かけ、つきまとい、公然わいせつ等の事案に対しての「先制・予防的な警察活動」を一層強化しております。

また、これまでの取組みに加え、真に犯罪が起きにくい社会の実現に向けて県、市町村、区、関係機関、ボランティア団体等のネットワークと連携し、警察からの安全・安心に役立つ情報のタイムリーな提供に加え、事件・事故が発生した場合に警察に対していち早く通報や連絡することで犯罪被害を未然に防止する双方向からなる重層的な防犯ネットワーク「セーフティメッシュかながわ」を構築し運用しております。

県民が安全で安心して暮らせる地域社会を構築していくためには、防犯パトロール活動や交通事故抑止活動など地域に根ざした活動を展開しているボランティア団体等の方々の役割が非常に重要でありますので、こうしたボランティア団体の皆様に対する支援をさらに強化するために警察本部内に「神奈川県警察ボランティアサポート本部」を立ち上げ、自治体等と連携し総力を挙げた取組みを実施しております。

(回 答) 20 の続き

今後も、自治体との連携を強化し防犯ネットワークの充実とボランティア団体等に対する支援を行いながら、犯罪が起きにくい社会づくりを推進してまいります。

21. 地震対策として以下の取り組みを行うこと。

- (1) 「改正耐震改修促進法」において、「2015 年までに建築物の耐震化率を少なくとも 90%に引き上げる」とした目標達成に向け、公共施設（学校、病院含む）における実効ある耐震改修を行うこと。また、県民・市民にわかりやすく耐震化の進展状況を伝えること。

(回 答) 安全防災局、保健福祉局、県土整備局、教育局

地震災害時に応急活動の拠点等となる防災上重要建築物については、災害時にその機能が発揮できるよう耐震診断を実施しており、診断結果を踏まえた耐震補強については、「県有施設耐震化事業計画」に基づき、計画的に実施しています。

県立学校の耐震化については、優先すべき課題として取り組んでおり、また、県立病院においては、耐震補強が必要な施設について、これまで耐震補強工事等に努めてまいりましたが、今後とも、施設の建替えを含めた耐震化に取り組んでまいります。

なお、耐震診断や改修状況については、各施設毎にその管理担当部局等において公開に努めることとしております。

- (2) 災害に直面した住民等対策を強化するため、多くの住民等の参加による防災訓練（住宅地・交通機関とその周辺）や帰宅困難となった勤労者対策として「帰宅困難者訓練」を実施すること。

(回 答) 安全防災局

本県では毎年、自衛隊や警察、消防等、数多くの防災関係機関が参加する県・市町村合同総合防災訓練を実施しております。この訓練には、地域住民も多数参加しており、自主防災組織の消火訓練等により地域の防災力の強化を図るとともに、災害時における自助、共助の大切さについて県民の方々へ周知しております。具体的には、今年度、座間市と合同で実施いたしました合同総合防災訓練では、約 200 名の住民の方の参加を得ております。

また、帰宅困難者訓練につきましても、八都県市合同防災図上訓練等において、帰宅困難者対策等の調整を近隣都県市と実施しており、今後も引き続き、関係機関等と連携した訓練等を実施し、各種対策の強化を図ってまいります。

- (3) 地域全体で災害弱者の安全確保に取り組めるよう、災害弱者対策を早急に進めること。

(回 答) 保健福祉局

災害時要援護者対策につきましては、主に、住民に身近な市町村の役割として取り組んでいるところですが、県といたしましても、広域的な取組みとしての観点から、避難支援マニュアル作成指針の提供や、市町村との会議を開催し、他の自治体の先進的な取組事例を紹介し、情報や課題の共有を図るなど、県内すべての市町村で災害時要援護者対策が推進されるよう、引き続き取り組んでまいります。

22. 駅周辺、商店街等の繁華街における違法駐車車両や放置自転車の取り締まりを強化すること。また、特に移動障壁となっている点字ブロック上の駐輪・駐車は重大な違反行為として対処すること。

(回 答) 安全防災局、警察本部

県では違法駐車追放、駐車マナーの向上などの「広報啓発」等を行っているほか、市町村の「違法駐車防止条例」の検討に際し、必要な情報を提供するなどの支援を行っております。

放置自転車対策にあたり、現在、県内18市5町で放置自転車を防止するための条例を制定しています。今後、さらに、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の主旨を踏まえ、市町村の放置自転車対策が円滑に行われるよう、県警察や関係機関・団体と連携して、毎年10月に展開している「放置自転車・バイククリーンキャンペーン」や、交通安全教室・各種キャンペーン等を通じて、自転車利用者の駐輪場の利用促進やマナー向上を図るなど、支援してまいります。

駅周辺、商店街等の繁華街における違法駐車車両につきましては、同地区等を取締り重点地域・路線（駐車監視員活動ガイドライン等）として選定し、取締りを強化しているところです。

点字ブロック上の駐輪・駐車問題につきましては、関係機関・団体と連携したキャンペーン等の実施により、利用者に対するマナー向上による環境浄化活動を推進するとともに、放置自転車につきましては、各地自治体による自転車放置防止条例に基づく撤去活動、違法駐車車両（自動二輪車含む）につきましては、駐車監視員及び警察官による違法駐車取締りを実施しているところです。

今後とも、各自治体と緊密な連携を保ち、駅周辺、商店街等の繁華街等を中心とした各種違法駐車防止対策を積極的に推進してまいります。

【環境政策】

23. 低炭素社会実現に向けた県民・市民のライフスタイルは、関心の高まり等を反映し変化しつつあるものの、十分なものにはなっていないことから、マイアジェンダ制度を活用するなどして、日常生活における環境配慮行動に対してインセンティブやポイントを付与し、地域の商業施設や公共交通機関などで利用できる制度を構築すること。

(回 答) 環境農政局

県民一人ひとりが、地球温暖化防止に関する意識を具体的な行動に移し、温室効果ガスの排出の少ないライフスタイルを自ら選択していくため、よりCO2排出量の少ない商品・サービスの購入や利用にインセンティブを付与する仕組みについて、今後検討してまいります。

24. 各自治体は、ごみ資源化を有効に進めるため、ごみ分別排出の徹底を行うとともに、分別回収されたごみの再資源化を適正に行うこと。

また、2011年に地上アナログ放送終了にともない、自治体を中心に、集積場所の設置や監視強化などによる不法投棄対策と、当該家電の再資源化の促進に取り組むこと。

(回 答) 環境農政局

ごみの収集、運搬及び処理は市町村の事務であり、その分別及び再資源化については、各自治体が地域の実情に応じて取り組みを進めております。

廃アナログテレビについては、家電リサイクル法により、適正な処理を行うため再商品化が義務付けられております。

また、「平成23年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、地上デジタル放送への移行（平成23年7月24日）に伴い、ブラウン管テレビの多量廃棄が移行前後に予測されるため、指定引取場所の増加等、ブラウン管テレビの廃棄に適切に対応できる体制の整備を事業者に指導すること、地上デジタル対応チューナーによりブラウン管テレビの継続使用が可能であることを国民に周知することを国に提案しております。

なお、不法投棄は人目に付かない早朝・夜間に行われることが多いため、県では、警備会社への委託による夜間・早朝のパトロールや、監視カメラの設置に取り組むとともに、市町村や県警と連携した合同パトロールを実施しており、引き続き、関係機関と連携した不法投棄防止対策を進めてまいります。

25. 各自治体は、環境への負荷が少ないクリーンエネルギー車（電気自動車（EV）等）普及のための各種施策を強化すること。

(1) 車両購入・利用時の各種優遇施策の積極的な広報活動を行うこと。

(回 答) 環境農政局

県では、地球温暖化の防止など「環境・資源問題」の解決に有効な電気自動車（EV）の普及を推進するため、「EVイニシアティブかながわ」を策定し、「2014年度までに県内3,000台のEV普及」を目指して、EV購入時及び利用時の優遇策等を行っており、また、こうした優遇策等は記者発表、県ホームページ等での掲載、試乗会等でのチラシの配布等により、周知を図っております。

(2) 充電器等のインフラ整備の計画的な推進を行うこと。

(回 答) 環境農政局

「EVイニシアティブかながわ」において、2014年度までに急速充電器100基、100・200Vコンセント1,000基を整備することとしており、急速充電器整備補助などにより、充電インフラの整備を推進しております。

(3) 各自治体の使用車両としての購入台数を増数すること。

(回 答) 環境農政局

「EVイニシアティブかながわ」において、2014年度までにEVを公用車として100台を導入することとし、順次導入を進めております。

(4) 各種イベントでの使用を拡大すること。

(回 答) 環境農政局

EVの優れた環境性能等の周知を図るため、全国植樹祭における試乗会等のイベントにおいて、EVの展示や試乗会等を行っております。

26. 「かながわ水源環境保全再生実行5ヵ年計画」に基づき、2007年度から山梨県と共同で実施している相模川水系流域環境調査の結果を基に、今後の具体的な事業内容を検討するとともに、次期5ヵ年計画に、その結果や水源環境保全再生神奈川県民会議による現行事業の点検をふまえ、県外上流域の対策を、水源環境税を活用し実施することを明記すること。

(回 答) 環境農政局

現行の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」においては、山梨県側の県外上流域対策について、今後の具体的な取り組み内容を定めるため、山梨県と共同で流域の環境調査(相模川水系流域環境共同調査)を行うこととしております。

2007年度(平成19年度)から2009年度(平成21年度)までの間に、山梨県内の桂川・相模川流域を対象に、①私有林(人工林)現況調査、②水質汚濁負荷量調査、③生活排水処理方法の実態調査を実施しました。

今後の山梨県側の県外上流域対策については、共同調査の結果を踏まえ、「水源環境保全・再生に係る山梨県と神奈川県との連絡協議会」において、山梨・神奈川両県で検討を進め、取りまとめていくこととしております。

また、第2期実行5か年計画の策定に当たっては、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」による現行事業の点検と評価及び第2期計画策定に向けた意見を踏まえ、県の基本的考え方を整理した後、議会や市町村、県民の御意見を十分に伺い、検討を進めてまいります。

27. 各自治体は、省電力・長寿命といわれる発光ダイオード(LED)への転換を積極的に図るため、公共施設内および信号機のLED化計画を推進していくこと。

(回 答) 環境農政局、警察本部

電球形LEDについては、技術の開発が進み、基本的には技術的な問題がないと考えられますので、照明器具の設置状況や用途に応じ、順次、導入を進めてまいります。

一方、直管蛍光灯形LEDについては、技術が急速に進み、事務室等で使用しても問題ないと思われる既製品も販売されておりますが、現時点では、メーカー毎に仕様が大きく異なり、ユーザー側で製品を選ぶノウハウが必要となっており、執務スペースでは試行を重ねながら、その結果や技術の標準化の動向を踏まえて、施設全体での利用を検討してまいります。

警察本部におきましては、地球温暖化対策の一環として、平成14年から交通信号機のLED化を推進しております。

LED信号機は、省電力の上、球切れも無く、視認性に優れるなど交通安全の面でも大きく効果があるものであります。

したがって、新設信号機については全て、また、既設信号機の更新につきましても、順次LED化を推進しているところであります。

【教育・人権・平和・国際政策】

28. 子どもの基礎学力向上と同時に、ものづくり・環境・食の大切さや体験学習など、社会の多様性に触れる学習機会の創出に向けて、学校単位での独自性を発揮できるよう、制度改善を図っていくこと。

(回 答) 教育局

新学習指導要領の改訂のポイントとして挙げられている体験学習の充実等を踏まえ、家庭科や生活科、総合的な学習の時間等において、ものづくり・環境・食の大切さなどについて、各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開できるよう、休業日の期間に授業日を設定したり、1単位時間を学習活動の特質を考慮して適切に定めたりと、教育課程の編成が柔軟にできるようになりました。ものづくり・環境・食の大切さや体験学習などについては、新しい学習指導要領（小・中学校）において改訂のポイントとして位置づけられ、あわせて、教育課程の編成についても各学校等で柔軟に対応できるようになりました。こうした内容も含め、これまで新しい学習指導要領の趣旨について、学校、市町村教育委員会等へ繰り返し説明し、周知徹底を図ってきていることから、引き続き適切な対応が図られるよう、指導・助言を行っていきます。

また、基礎学力向上と同時に、それらを活用して社会の多様性に触れる学習機会の創出は大切なことであることから、市町村によっては、より柔軟な教育課程の編成ができるよう管理規則改正の検討等を行っているところもあります。

各県立高等学校においては、高等学校学習指導要領に基づき適切に教育課程を編成することとされており、ご指摘の教育活動を含め、適切に取り組んでいるものと考えております。

29. すべての子どもに高校進学之道が開かれるよう、公立高校の実質的定員増を図ること。
また高校無償化によっても実体的な教育負担軽減につながらない世帯・児童への補助的
教育費支援として、奨学金制度など県（市）独自の施策をさらに拡充すること。

（回 答）教育局

公立高等学校設置者会議において成された公私間の合意事項に基づき、全日制高校への進学率を向上させるよう努め、生徒一人ひとりの希望と適性に応じた進路を確保し、多くの生徒の進学希望をかなえるために様々な取組みを進めてまいります。

なお、高等学校への入学は、入学者選抜の結果により認められるものですが、できる限り多くの生徒の希望がかなえられるよう努力してまいります。

高等学校奨学金については、平成 17 年度から経済・雇用情勢に対処するため貸付月額を従来の国公立 18,000 円から 20,000 円に、私立 30,000 円から 40,000 円に引き上げました。

また、国からの交付金を活用することにより平成 21 年度から平成 23 年度までの時限措置で、成績要件を緩和して貸付対象者の拡大を図っております。平成 22 年度予算は、平成 21 年度当初予算に比べ約 5 億円を増額した 1,935,840 千円を措置いたしました。

さらに、昨年度は、返還金や寄附金等を積み立てて、原資の確保と安定した制度の構築を図るための神奈川県奨学金基金を設置いたしました。

30. モンスターペアレンツ対策として、相談窓口や支援体制の強化等、抜本的な対策を講じ、学校の負担軽減を図ること。

（回 答）教育局

保護者や近隣住民等へのクレーム対応に関し、県立学校に対する支援として、当該校における課題解決のための法律相談を行うことにより、学校の負担軽減に努めております。

31. 「在日米軍地位協定」に過ぎない現行の日米地位協定を見直し「運用ではなく条文改正」による抜本的な改善を図るよう、国に対して強く働きかけること。また、「環境特別協定」締結を国に積極的に働きかけること。

（回 答）総務局

県としては、日米地位協定の見直しは、基地に起因する様々な問題の解決、ひいては地元負担の軽減につながるものであることから、これまでも、県単独で、また、涉外関係主要都道県知事連絡協議会（涉外知事会）や神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）等を通じて、機会あるごとに要請しております。

なかでも、基地の環境問題は喫緊の課題であり、日本側環境法令の遵守や事故時の対応、情報公開など、環境特別協定に盛り込むべき内容について、具体的な試案を示しながら、協定の締結を日米両国政府に働きかけております。

今後も、地元自治体の意向を踏まえ、国に対し粘り強く働きかけてまいります。

32. 県内の米軍基地について、跡地利用の検討を含め、返還を基本とした縮小を推進すること。

- (1) 一部返還（214ヘクタール中17ヘクタール）や共同使用が合意されている米軍相模原補給廠について、速やかな返還実現手続きを図るよう、強く国に働きかけること。また共同使用地域における有害物・廃棄物の保管や戦闘指揮訓練センターなど危険性が指摘されている使用については、地元自治体との相互協定など特別な追加措置を講じるよう、国に対し米軍と交渉するよう強く求めること。

(回 答) 総務局

県では、相模原市をはじめとする基地関係9市と構成する神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）を通じて、国に対して、返還方針が合意されている基地について、早期に返還を実現することを求めています。

また、戦闘指揮訓練センターなど、在日米軍再編に伴う施設整備等について情報提供を求めているほか、米軍提供施設等が所在する主要都道県で構成する、渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）を通じて、国に対し、日米地位協定を改正し、環境に関する国内法を適用すること等を求めています。

- (2) 池子米軍家族住宅建設問題で提案された逗子市への一部返還（44ヘクタール分）に関し、返還の早期実現はもとより、返還地財産処分の優遇措置・返還地活用への財政支援など付随する当該市からの要望に対しても、国が誠実に対応するよう県として引き続き調整を努力すること。

(回 答) 総務局

県では、逗子市をはじめとする基地関係9市と構成する神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）を通じて、政府に対して、米軍基地の整理・縮小・早期返還を求めています。あわせて、県市協では、長年にわたり地元自治体が基地の負担を受け入れてきたことに鑑み、譲与、無償貸与などの措置の適用拡大を図るよう国に求めています。

33. 県の人権指針の見直しを図り、県内人権指針策定自治体に対する人権宣言や人権条例の制定、また未着手自治体に対しては人権指針の策定を働きかけるなど、人権政策を強化すること。

(回 答) 県民局

「かながわ人権施策推進指針」の見直しについては、県が取り組むべき人権課題、施策の推進方策等について、広く意見を求めるために設置したかながわ人権政策推進懇話会等の意見を参考にしながら、見直しの必要性等について検討したいと考えております。

また、市町村においては、平成22年10月末現在で、10市で指針を策定し、33全市町村で人権啓発事業が実施されるなどの人権政策の取組みが進められております。

34. 人権相談事業の見直しやケースワーカーなどの育成を図り、一定規模以上の企業や事業所での出張相談など啓発や相談事業のさらなる充実をめざすこと。

(回 答) 県民局

県では、引き続き相談機関の連携に資する人権相談窓口一覧の作成や人権NGOが実施する人権ケースワーカー育成のための研修への支援などを通じて、相談・支援体制の強化・充実を図ることとしております。

35. 核兵器廃絶を進めるため、平和市長会議への県内市町村のさらなる参加を促進するよう呼びかけること。

(回 答) 県民局

県では、県内の全自治体とともに「県内非核宣言自治体連絡会議」を設置し、それぞれの自治体の平和施策について情報交換等を行っております。また、「日本非核宣言自治体協議会」に加入し、全国の自治体とともに核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けて取組みを進めているところです。

36. フィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づきフィリピン人看護師・介護士の受け入れがスタートすることを踏まえ、言葉の壁の克服などヘルパー資格取得に関わる課題について独自の支援制度を検討すること。

(回 答) 保健福祉局

県では、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー2級研修）及び介護職員基礎研修のテキストで用いられる漢字に読みを付した副教材を作成するなどの取組みを通じ、外国籍介護職員の資格取得を支援しており、今後も必要な対応は検討してまいります。

【行財政政策】

37. 内部での不正経理を二度と繰り返すことのないように、内部監査体制の充実、関係業界との公正な取り引き、第三者監視体制の強化を強力に推進すること。

(回 答) 総務局、会計局

今回の不適正経理問題に対しては、外部の第三者機関である神奈川県職員等不祥事防止対策協議会からの提言を踏まえ、不適正経理処理に係る再発防止策を定めました。

その中で、平成 22 年度から、内部チェック体制の充実を図るため、県職員から不適正経理に協力するよう働きかけを受けた業者が県に通報するための専用窓口（業者通報ホットライン）を設けるとともに、抜き打ちでの実施や契約前の事務も検査の対象とする等、従来にはない検査手法による特別会計事務検査を実施することとしました。

また、県職員から業者に不適正経理に協力するよう働きかけがあった場合に、県に通報することなく不適正経理に関与した業者に対し、県の入札参加資格者名簿登載者は指名停止措置、それ以外で県と取引のある業者は契約排除措置を講ずることとしました。

なお、不適正経理問題により損なわれた県民の信頼を回復すべく、県庁再生に向け、県行政の適正な運営を確保していくため、監査機能のさらなる充実強化を図ることとし、監査委員の定数を 1 人増員するとともに、監査委員部局の職員定数を 3 人増員したところです（平成 22 年 10 月 22 日関係条例施行）。

38. 「公共的施設における受動喫煙防止条例」の施行に伴い、次の措置を行うこと。

- (1) 受動喫煙による健康への悪影響を防止するために、公共的空間における喫煙所の整備を行うこと。

(回 答) 保健福祉局

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」においては、不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境を公共的空間とし、公共的空間を有する施設のうち、病院、学校、物品販売店などの第 1 種施設は禁煙に、飲食店、旅館などの第 2 種施設は禁煙か分煙の措置を講じなければならないとしております。

また、喫煙所については、条例の基準を満たしたものであれば、第 1 種施設及び第 2 種施設のどちらの施設でも設けることができるとしております。

県では、施設が分煙の措置や喫煙所の設置を講じる場合、施設管理者に対して、条例の説明会や分煙技術相談会の開催、分煙技術アドバイザーの派遣などを行っております。

- (2) 県外からの来県者に対しても、条例の趣旨から喫煙所の案内に至るまで、わかりやすい周知を行うこと。

(回 答) 保健福祉局

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」については、高速道路や観光振興のイベントなどを活用した取組や静岡、山梨と共同で条例を含めた受動喫煙防止対策のキャンペーン、鉄道でのポスターの掲示などを行い、広く周知を図っております。

喫煙所については、条例では、施設管理者の義務として、喫煙所の入口の見やすいところに規則に定める表示を行うこととしております。

今後も受動喫煙防止条例の円滑な施行を続けるため、広く条例の周知の徹底を図ってまいります。

39. 行政サービスが市民にとって簡単便利に受けられるよう次により検討を行うこと。

- (1) I T化可能な行政サービスについては、積極的に推進すること。

(回 答) 総務局

I T化可能な行政サービスとして、各種申請・届出や施設利用予約等の手続のオンライン化については、「神奈川県電子申請・届出サービス等オンライン利用促進指針」に基づき、利用が見込まれる手続を中心に電子化に努めております。

平成 22 年 4 月には、従来の電子申請・届出サービスを新しいシステムに切り替え、携帯電話からも利用できる講座・イベントの申込などの手続を増やすなど、積極的に取組みを進めてまいります。

- (2) デジタルディバイドも考慮し、自宅あるいは窓口でもより簡単に、行政サービスを受けられるような体制について、短期的・中長期的ビジョンを策定すること。

(回 答) 総務局

県では、I Tに関する県の役割や県の取組の方向を示す「新たな情報化社会かながわの推進」を策定しており、その中で、高齢者、障害者などに配慮した情報利用に関する格差解消等に取り組むこととしております。引き続き、情報化の進展を踏まえ、I Tを活用した行政サービスの向上に努めてまいります。

40. 民間企業への委託事業や工事の入札・契約において、極端な人件費の削減や不安定雇用を排除し、適正な賃金水準、労働条件の確保等を盛り込んだ「公契約条例」を策定し、公契約の下で働く人の雇用確保、よりよい公共事業・公共サービスを実現すること。

(回 答) 県土整備局、会計局

公契約条例の制定にあたっては、県による賃金規制の是非や、県のみで実施されることで効果があるかという実効性の問題、規制する賃金水準のあり方、賃金水準を設定することによる企業への影響など、さまざまな課題があることから、今後、既に条例を制定している自治体の状況、国の動向などの把握に努め、その内容や必要性について検討してまいります。

なお、労働関係法規の遵守の規定は標準契約書等に定められておりますが、更にその内容の検討を行ってまいります。